

栗東市保育園等入園基準指数表及び調査表

別紙3

(令和9年度)

児童名		年齢		歳児		園名		保育園		
事 項						点数		備考		
						父	母			
親のいない家庭		死亡・行方不明・拘禁				11	11			
		離婚・未婚・その他				10	10			
①労働	就労・ 就労内定	月20日以上かつ 1日6時間45分以上の就労				10	10	就労証明書		
		月16日以上かつ 1日6時間45分以上の就労				8	8			
		月20日以上かつ 1日5時間以上の就労				8	8			
		月16日以上かつ 1日4時間以上6時間45分未満の就労				7	7			
②妊娠・出産		産前8週となる日が属する月の初日から産後8週となる日の翌日が属する月の末日まで				一	6	母子健康手帳の写し		
③傷病 ・障がい等	傷病	入院、おおむね1か月以上				10	10	医師の診断書		
		居宅内療養	常時病臥		10	10				
			一般療養	安静を要する状態(常時病臥に至らない程度)	6	6				
	心身の 障がい	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者保健福祉手帳1級				10	10	障害者手帳、療育手帳、精神 障害者保健福祉手帳の写し		
身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者保健福祉手帳2・3級				6	6					
④同一世 帯の病人 等の介護	入院その他 施設等付添	月20日以上かつ 1日6時間45分以上の付添				10	10	医師の診断書、介護被保険 者証の写し、障害者手帳の写 し等		
		月16日以上かつ 1日6時間45分以上の付添				8	8			
	自宅介護 ・看護	重度障がい者等の全介護・介護認定(3～5)				10	10			
		上記以外の介護の場合				4	4			
⑤災害		災害等による自己家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合				10	10	罹災証明書		
⑥求職活動		求職(開業準備含む)のため、外出を常態				3	3	確約書		
⑦就学 職業訓練		通学	卒業後に就労を目的とする月16日以上1日4時間以上の就学等				6	6	在学証明書、カリキュラムの わかる書類等	
⑧-1 育児休業 (在園児のみ適用)		育児休業取得時に、すでに保育を利用している兄・姉(在園児)が対象で、継続利用が必要であること。 育児休業の対象となる子が満2歳に達する年度の年度末まで。 父母両方が同月に育児休業を取得した場合(育児休業の対象となる子が満9か月未満の場合を除く)、合計6点となり 退園となります。				6		就労証明書		
⑧-2 父母同時 育児休業 (在園児のみ適用)		育児休業取得時に、すでに保育を利用している兄・姉(在園児)が対象で、継続利用が必要であること。 父母が同時に育児休業を取得し、育児休業の対象となる子が満8か月になる月の月末まで。 父母両方が同月に育児休業を取得した場合、合計10点となります。				5	5	就労証明書		
⑨その他		①～⑧に類する状態にあると市長が認める場合				各号に同じ				
小計								※①～⑨までの要件ごとに採 点し、合算しない。		
加算 要件 ・ 減点 要件	保護者が栗東市の定める保育園・認定こども園・地域型保育・幼稚園で保育士・保育教諭・幼稚園教諭として就労(予定)している場合				6					
	ひとり親家庭で祖父母等と別居している場合				2					
	令和8年度に市内の保育園・認定こども園(保育園籍)・地域型保育に在園している場合※令和8年度途中退園を除く				3					
	兄弟が既に市内の保育園・認定こども園(保育園籍)・地域型保育に入園している新規申込み児童の場合(弟妹にのみ加点)				3					
	市内の地域型保育(小規模保育、家庭的保育)等を利用し、同施設の卒園により他の保育園・認定こども園に申込み場合				1					
	同児童が週5日以上、有償で認可外保育施設等を利用している場合				1					
	父または母が就労に伴い単身赴任により別居している場合(祖父母等と同居している場合を除く)				1					
	保育可能な祖父母等(65歳以上の方を除く)が同一住所に居住している場合				-2					
	保育料等に滞納がある場合				-8					
	市や施設に相談なく保育料等に滞納がある場合				-12					
	公的機関が、社会的養護等の配慮が必要と認める場合				5					
	調査員 判定	年 月 日	調査員		印	加 減				
合 計										

- 備考
- (1)保護者それぞれに、保育を必要とする項目に応じた基準指数を求め、加算・減点分を合算して当該世帯の指数とする。

(2)就労時間は、拘束時間とする。

(3)1日の介護時間は、最低、日中4時間以上の介護を常態とする。

(4)同点の場合は、原則多子世帯を優先します。
- ※ 13点以上が入園対象の基本となる。

○ 申し合わせ事項

- (1) 自宅介護の中には通院の付添介護も含む。
- (2) 年度途中で転出等により広域入園となる場合、栗東市の広域入園条件を満たさない場合でも当該年度内はその対象とする。
- (3) 産前は、産前8週となる日の属する月の初日から、産後は、産後8週となる日の翌日が属する月の末日まで。
育児休業取得者は、産後8週となる日の翌日が属する月の末日までに育児休業(就労)証明を添え、変更手続きにより、産後1年の月末まで在園できる。また、育児休業に係る弟・妹が満1歳の誕生日を迎える月(年度途中申込に限る)に保育園入園が保留となった場合、すでに園を利用している兄・姉は、弟・妹が満1歳に達する年度の年度末まで在園できる。また、弟・妹が満2歳の誕生日を迎える月も認可保育施設入所が保留となった場合、すでに保育園を利用している兄・姉は、満2歳に達する年度の年度末まで入所可能。
- (4) 夜間の就労証明についても昼間と同様に扱う。
- (5) 保護者が栗東市が定める幼稚園・認可保育施設に保育士・幼稚園教諭または保育教諭として就労を予定している場合には、点数を加算する。
なお、栗東市が定める幼稚園・認可保育施設の就労証明書を入園希望月の前月までに提出できないときは、内定を取り消すものとする。
- (6) 減点要件の「保育可能な」とは、健康状態が良好で就労等に就いていない方とする。
- (7) 減点要件の「保育料の滞納」とは、保育料に1か月分以上の未納がある状態を言う。
分納により一部納付の場合も含める。
市や園に相談等なく、正当な理由があると認められない場合は、-12点とする。
- (8) 雇用開始日・復職年月日は、入園希望月の翌月の末日までとする。
- (9) 入園予約は受け付けない。
- (10) 指数が13点に満たない場合は入園調整の対象とならないため、入園申込を受けても直近の段階で不承諾として返す。
- (11) 年度途中の入園申込は、幼児課で受付する。
入園希望の前々月中に受付した入園申込について、前月の上旬に入園調整を行い、20日頃までに結果を保護者に文書で通知する。
入園希望の前々月よりも早く申込書を持参された場合は、前々月初日の受付となることを了承いただき預かりとする。